

令和5年度 第1回 高知地方最低賃金審議会運営小委員会

- 1 開催日時 令和5年5月25日 9時56分～10時29分
- 2 開催場所 高知労働局
- 3 出席状況 公益代表委員 2名
労働者代表委員 2名
使用者代表委員 2名

4 議題・議事要旨

(1) 高知地方最低賃金改正決定の審議運営及び中賃の目安の取扱いについて

ア 今年度は、労使の基本的主張及び公益委員見解を行う専門部会は公開することとし、来年度以降の公開については、来年度の審議会において継続審議することとされた。

イ 中賃目安は、従前どおり最も重要な審議資料の一つとして取り扱うこととされた。

ウ 地域別最低賃金に係る専門部会における最低賃金審議会令第6条第5項の適用については、全会一致の場合に限ることとし、全会一致でない場合には、本審で議決することとされた。

エ 10月1日の効力発生日となる8月7日(月)に結審することを目途に8月10日(木)までを予備日として審議を行うこととされた。

(2) 特定最低賃金の審議運営について

ア 特定最低賃金については、必要性の有無について、特別小委員会を設置して、審議することとされた。

イ 特定最低賃金の特別小委員会委員は本審委員の各側3名で組織することとされた。

ウ 特定最低賃金の申出要件を満たせば、特別小委員会に労使の業界関係者をオブザーバーとして招聘することとし、オブザーバーの招聘手続等は特別小委員会に委ねることとされた。

エ 特定最低賃金については、要件を満たし、必要性ありとなった場合には、現行の発効日に留意しながら金額審議を行うこととされた。

オ 特定最低賃金に係る専門部会における最低賃金審議会令第6条5項の適用については、全会一致の場合に限ることとし、全会一致でない場合には、本審で議決することとされた。

(3) 事業場実地視察の取扱いについて

本年度は事業場実地視察を再開する方針で7月中旬頃に実施することとされ、まずは、事務局で1事業場を選定し、審議会や事業場の意向確認を行った上で決定することとされた。

(4) 高知県最低賃金改正調査審議における意見陳述について

地域最賃改正審議に関して意見陳述の要請があれば、本審委員による全員協議会の場で、時間を30分間以内、陳述人2名以内の制限を設けた上で、内容も地域最賃改正審議の参考となるものに限定して聴くこととした。また、異議申し出後の意見陳述の要請については、異議審議の際に時間を10分間以内、陳述人1名の制限を設けた上で、内容も地域最賃改正にかかる異議に限定して聴くこととした。

(5) その他

なし。